添付法令資料 1:

韓国国会法(目次)

2024年3月12日法律第20372号により一部改正 2024年3月12日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第6条)
- 第2章 国会の会期及び休会(第7条及び第8条)
- 第3章 国会の機関及び経費(第9条ないし第23条)
- 第4章 議員(第24条ないし第32条)
- 第4章の2 議員の利害衝突防止 (第32条の2ないし第32条の6)
- 第5章 交渉団体・委員会及び委員(第33条ないし第71条)
- 第6章 会議
 - 第1節 開議・散会及び議事日程(第72条ないし第78条)
 - 第2節 発議・委員会回附・撤回及び翻案(第79条ないし第92条)
 - 第3節 議事及び修正 (第93条ないし第98条の2)
 - 第4節 発言(第99条ないし第108条)
 - 第5節 表決(第109条ないし第114条の2)
- 第7章 会議録(第115条ないし第118条)
- 第8章 国務総理・国務委員・政府委員及び質問(第119条ないし第122条の3)
- 第9章 請願(第123条ないし第126条)
- 第10章 国会及び国民又は行政機関との関係(第127条ないし第129条)
- 第11条 弾劾訴追(第130条ないし第134条)
- 第12条 辞職・退職・欠員及び資格審査 (第135条ないし第142条)
- 第13条 秩序及び警護 (第143条ないし第154条)
- 第14条 懲戒 (第155条ないし第164条)
- 第15条 国会会議妨害禁止(第165条ないし第167条)
- 第16条 補則 (第168条及び第169条)

附則